

5. 動物の保護及び管理に関する法律(旧法)及び動物の愛護及び管理に関する法律(平成12年12月施行)違反人員

(単位:人)

年 別	通 常 受 理	起 訴	不 起 訴
昭和49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21
17年	47	15	27
18年	48	12	35
19年	51	14	36
20年	72	21	47
21年	54	24	36
22年	58	18	41
23年	55	9	47
24年	46	16	32

(検察統計年報より)

注)起訴又は不起訴が翌年に繰り越される場合もあるため、それらの人数の合計と通常受理人数とが一致しない年もある。